

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う家きん及び家きん由来の肉、卵等の輸出手続きについて

平成26年4月13日

今般、熊本県において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、我が国から輸出される家きん及び家きん由来の肉、卵等について、各国の受入れが確認できるまでの間、輸出検疫証明書の発行を一時停止することとなりました。